

[事案 2020-202] 災害死亡保険金支払請求

・令和3年6月21日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の不慮の事故による傷害に該当しないことを理由に、災害死亡保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である自分の母が、嘔吐物の誤嚥によって発症した誤嚥性肺炎を原因として死亡したため、平成16年7月に契約した災害死亡特約付終身保険にもとづき、保険金を請求したところ、約款上の不慮の事故による傷害に該当しないことを理由に災害死亡保険金が支払われなかった。しかし、嘔吐物の誤嚥は不慮の事故に該当し、それによって発症した誤嚥性肺炎は不慮の事故による傷害に該当することから、災害死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)嘔吐物の誤嚥によって発症した誤嚥性肺炎は、不慮の事故による傷害に該当しない。
- (2)申立人母の直接死因は、誤嚥性肺炎とまでは特定されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本誤嚥性肺炎は約款上の不慮の事故による傷害に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。